

子ども未来部

令和5年(2023年)11月24日調製

定例会提出予定案件資料

ページ

- | | | |
|---|---|-----|
| 1 | 令和5(2023)年度補正予算概要..... | 1 |
| 2 | 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子..... | 2～7 |

1 令和5（2023）年度補正予算概要

一般会計

[歳 出]

民生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
子ども健全育成費	346	児童館運営対策費 346 (富岡児童館, 昭和児童館, 神山児童館)	
子ども・ひとり親 家庭等医療助成費	261,894	子ども医療助成関係経費増 230,056 子ども医療助成費増 226,379 子ども医療費調査支払事務委託料増 3,677 ひとり親家庭等医療助成関係経費増 31,838 ひとり親家庭等医療助成費増 31,584 ひとり親家庭等医療費調査 支払事務委託料増 254	(道)子ども医 療費補助金 40,916 (道)ひとり親 家庭等医療費 補助金 11,822

衛生費

(単位：千円)

科 目	補 正 額	説 明	特 定 財 源
母 子 保 健 費	7,260	母子保健推進費増 7,260 不妊治療等助成事業費 7,260	(道)不妊治療 等助成事業費 補助金 3,619

2 函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 改正理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴い規定を整備するため

(2) 改正内容

別紙新旧対照表および読替表のとおり

(3) 施行期日

公布の日

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3～5 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 特定教育・保育施設(保育所に限る。以下この条において同じ。)が法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し特別利用保育を提供する場合には、函館市児童福祉施設の設備および運営に関する基準を定める条例(平成25年函館市条例第22号)で定める基準(保育所に係るものに限る。)を遵守しなければならない。 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 (略) 3～5 (略) (特別利用保育の基準) 第35条 (略) 2 (略) 3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費(法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。)を、それぞれ含むものとして、前節(第6条第3項および第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)」とあるのは「特定教育・保育施設(特別利用保育

を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）が法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3

を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同号または同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を含む。）」とする。

（特別利用教育の基準）

第36条 （略）

2 （略）

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項および第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」とあるのは「同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子

号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 読替表
(条例第35条第3項の規定による読替え後の条例第6条第2項)

読 替 前	読 替 後
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 <u>特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)</u>により選考しなければならない。 3～5 (略)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 <u>特定教育・保育施設(特別利用保育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)</u>は、利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号または同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)</u>により選考しなければならない。 3～5 (略)

函館市特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例 読替表
(条例第36条第3項の規定による読替え後の条例第6条第2項)

読 替 前	読 替 後
(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 <u>特定教育・保育施設(認定こども園または幼稚園に限る。以下この項において同じ。)</u>は、<u>利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる<u>小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3～5 (略)	(正当な理由のない提供拒否の禁止等) 第6条 (略) 2 特定教育・保育施設(特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。)<u>は、利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数</u>および当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号または第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、当該特定教育・保育施設の<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数</u>を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法(第4項において「選考方法」という。)により選考しなければならない。 3～5 (略)